

成年年齢が18歳になりました

成年年齢とは、① 一人で有効な契約をすることができる年齢、

② 父母の親権に服さなくなる年齢、

という意味があります。



2022年4月1日から、成年年齢が
20歳から18歳に引き下げられました。

18歳以上20歳未
満の方
(2002年4月2日~200
4年4月1日生まれまでの方)



2022年4月1日の
時点で成年になります

2004年4月2日
生まれ以降の方



18歳の誕生日に
成年になります

何が変わりましたか？

「未成年・未婚の実子」として新規
に在留資格「定住者」での入国、
「定住者」への在留資格変更許可を
受ける場合の年齢制限が20歳未満
から18歳未満になります。



帰化申請することができる年齢が20歳以上から18歳以上
になります。

18歳から、携帯電話を購入、賃貸契約を結
ぶ、クレジットカードを作成、ローン組
んで自動車を購入等の契約に、親の同意は
不要になります。



多重国籍の方が国籍選択する必要が
ある年齢が、20歳未満から18歳未満
になります。
(※18歳以上で多重国籍になった場
合は、同日から2年以内に国籍選択す
る必要があります。)

家庭裁判所において性別の取扱いの変更審判を18歳で受
けることができます。

女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に
引き上げ、男女共に結婚ができる年齢
が18歳からに統一されます。(※2022
年4月1日の時点で既に16歳以上の女
性は、引き続き、18歳未満でも結婚
することができます。)



日本国籍の父に認知された子が日本国籍
を取得する為の届出ができる年齢が20歳
未満から18歳未満になります。



注意

成年年齢が引き下がっても、20歳の年齢制限が維持される項目



お酒を飲むこと、たばこを吸うこと

公営競技(競馬, 競輪, オートレース, モーターボート競走)

国民年金の加入

問い合わせ先 (通話料が発生します。相談は無料です)



18歳から、親の同意なく契約をすることができるようになる一方で、未
成年者取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる
消費者被害の拡大が懸念されています。消費者トラブルに巻き込まれた
場合や困ったことが起きた場合：

北海道立消費生活センター 050-7505-0999【月~金】9:00~16:30

※日本語のみ。問い合わせる際に、通訳が必要な方は、北海道外国人相談センターに電話してください。

在留資格についての相談をしたい場合は：
外国人在留支援センター (FRESC)
0570-011000【月~金】9:00~17:00

法的トラブルでお悩みの方は：

法テラス(多言語情報提供サービス) 0570-078377【月~金】9:00~17:00

国籍についての相談をしたい場合は：お住まいを管轄する以下
の法務局・地方法務局

https://www.moj.go.jp/MINJI/kokuseki_contactpoint.html#sapporo